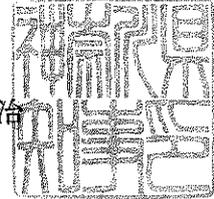


水第 1290 号
令和 4 年 6 月 14 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮に
ついて（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16
条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

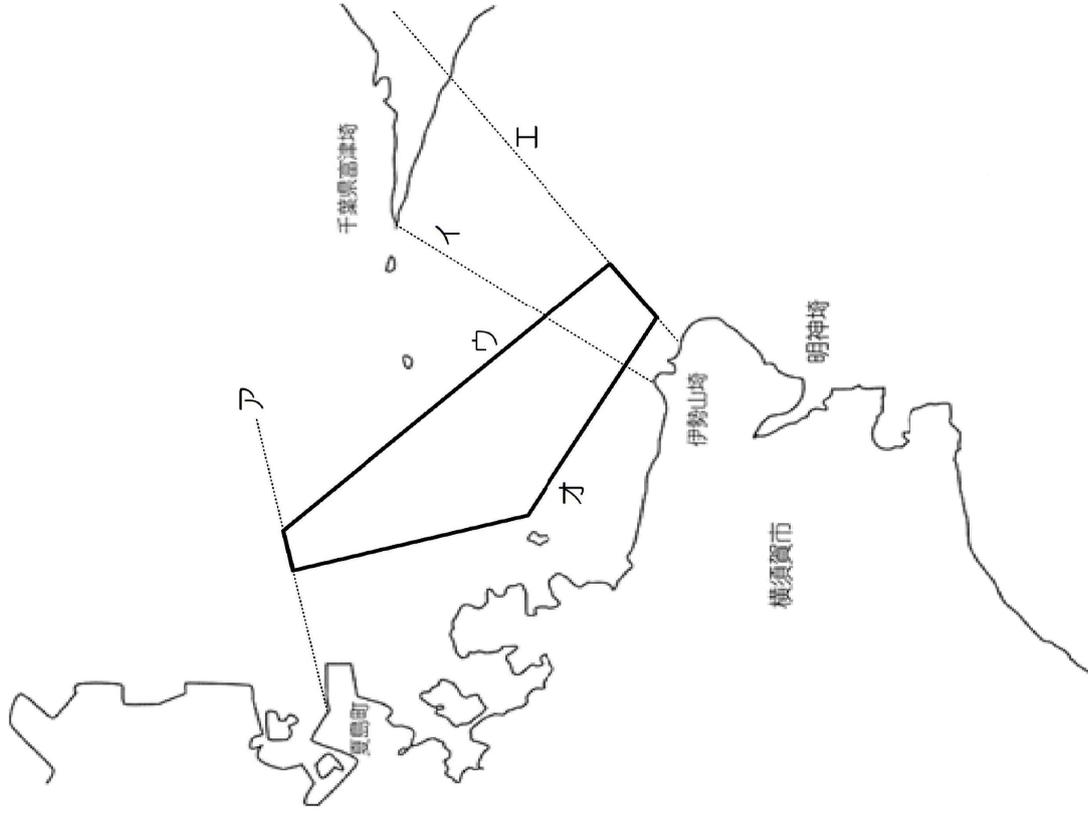
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	8	定めなし	次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山埼突端と千葉県富津埼突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、伊勢山埼突端から3kmの点を通る線 エ 横須賀市鴨居4丁目にある北緯35度15分36.1秒東経139度44分21.6秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線 オ 共第1号共同漁業権の沖合線	6月1日から12月31日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地※を有している者	1.漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用反数 16 反以下 2.網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	令和4年7月4日から令和4年8月3日まで	令和4年8月25日から令和8年5月21日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

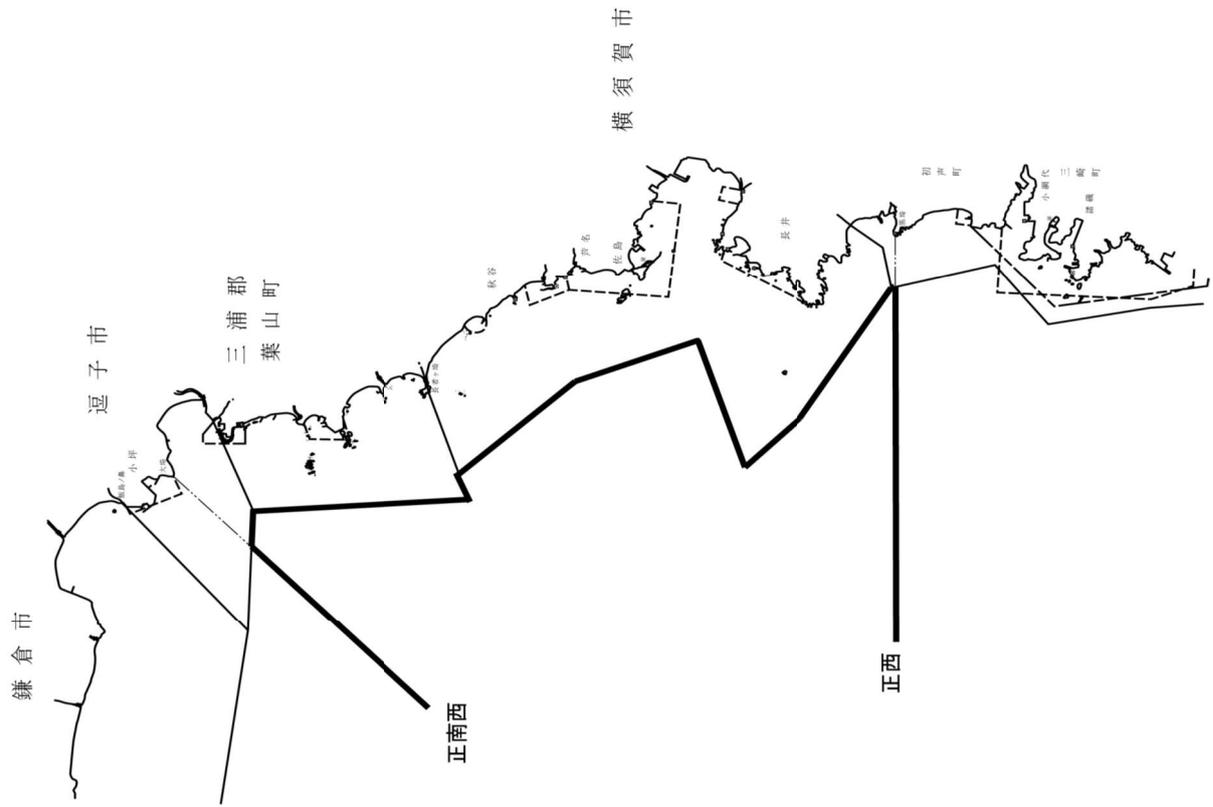
同上	4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
							横須賀市 走水、馬堀 海岸、大津 町に漁業を 根拠地をい 有しる者	

次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域
 ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度
 14.8 分の線
 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津埼突端を結ぶ線
 ウ ア線と、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km
 の点と、イ線と、伊勢山崎突端から 3km の点を通る線
 エ 横須賀市鴨居 4 丁目にある北緯 35 度 15 分 36.1 秒東
 経 139 度 44 分 21.6 秒の点と千葉県君津市人見にある三
 角点「人見」とを結ぶ線
 オ 共第 1 号共同漁業権の沖合線



かま 一枚網 漁業	1	定め なし	三浦市初声町黒埼突端より 正西の線から逗子市大埼突 端より正南西の線に至る神 奈川県海面。ただし、共同漁 業権の漁場の区域を除く。	6月1日から 11月30日まで	横須賀市佐 島に漁業根 拠地を有し ている者	1.漁具の規模は次の とおりとする。 (1) 目合 3 cm以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用 反数 15反以下 2.網の張立時間は、午 前 3時から午前 10時 までとする。	令和4年7 月4日から 令和4年8 月3日まで	令和4年 8月5日 から令和 8年5月 21日ま で
同上	1	同上	同上	同上	逗子市小坪 に漁業根拠 地を有して いる者	同上	同上	令和4年 8月20 日から令 和8年5 月21日 まで

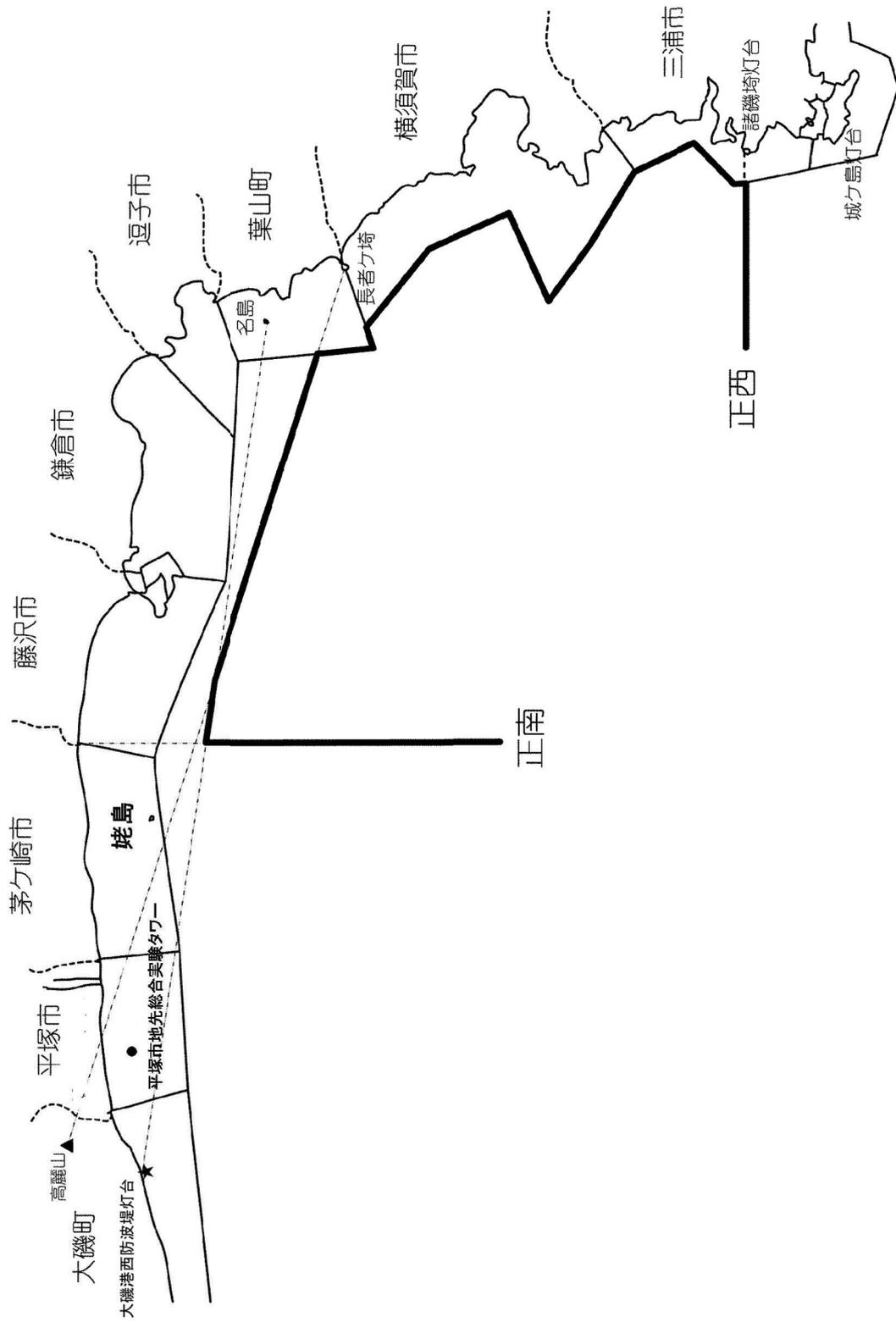
三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大埼突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	1	定めなし	藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線から藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線以北の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有している者	1.漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm 以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用反数 15 反以下 2.網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	令和 4 年 7 月 4 日から令和 4 年 8 月 3 日まで	令和 4 年 8 月 15 日から令和 8 年 5 月 21 日まで
----	---	------	---	----------------	----------------------	---	----------------------------------	------------------------------------

漁業種類	ひらめ 一枚網 漁業	許可は起可の漁業者の数をき者(人)	1	進関馬力の数	定めなし	操業区域	三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで	許可又は起可の漁業者の資格	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	(規則第14条第1項により許可又は起可業の認可時に付加する条件)	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm以上 2.網丈 4.5m 以下	許可又は起可の申請期間	令和4年7月4日から令和4年8月3日まで	許可の有効期間	令和4年8月5日から令和4年10月31日まで
------	------------------	-------------------	---	--------	------	------	---	------	------------------	---------------	---------------------	----------------------------------	---	-------------	----------------------	---------	------------------------

三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線を北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



漁業種類	いしもち、すげぎ一枚網漁業
許しは可起業の認可をすべき者の数(人)	18
推し進め機馬の力数	定めなし
操業区域	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。
漁業時期	1月1日から12月31日までただし、いしもちを目的とする場合は1月1日から4月30日まで。すげぎを目的とする場合は5月1日から12月31日まで。
許しは可起業の認可をすべき者の資格	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地を有している者
(規則第14条第1項により許可時に附加する条件)	1 網の目は次のとおりとする。 (1)いしもちを目的とするもの5.3cm以上 (2)すげぎを目的とするもの9cm以上 2 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。
許しは可起業の認可をすべき者の期間	令和4年7月4日から令和4年8月3日まで
許可の有効期間	令和4年9月10日から令和8年6月13日まで

漁業種類	許可は起す者の数(人)	又業可べ業数の	推機馬力	進関馬力	操業区域	漁業時期	許可起す者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の条認可時に付加する件)	許可起す期間	又業可べ業数の	許可の有効期間
かれい及び目的とする三枚網漁業	18		なし	定めなし	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線	5月1日から12月31日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地を有している者	1 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。 2 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1)目合9cm以上 (2)網の高さ3m以下 (3)網1反の長さ70m以下 (4)1隻の網の使用反数15反以下	令和4年7月4日から令和4年8月3日まで	令和4年9月10日から令和8年6月13日まで	
同上	19		同上	同上	次の線により囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線 エ 共第1号共同漁業権の沖合線	同上	横須賀市走水、馬堀海岸、大津町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上	同上

			<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線とによって囲まれた区域から共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域</p> <p>イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端</p> <p>ロ イと千葉県富津市富津埼突端を結んだ直線上イから300メートルの所</p> <p>ハ 横須賀市観音埼灯台と富津市磯根埼突端を結んだ直線上観音埼灯台から3300メートルの所</p> <p>ニ 横須賀市明神埼突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神埼突端から4000メートルのところ</p> <p>ホ 明神埼突端とニを結んだ直線と三浦市剣埼灯台と海獺島灯標を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>へ 横須賀市千代ヶ埼突端から真方位139度18.2分の直線と、海獺島灯標とホを結んだ直線との交点</p> <p>ト 千代ヶ埼突端</p>	<p>8月1日から翌年3月31日まで</p>			
--	--	--	---	------------------------	--	--	--

操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの点を順次結んだ直線と海岸線によって囲まれた区域から

共第1号共同漁業権の漁場の区域を除いた区域

イ 横須賀市伊勢山崎にある防波堤突端

ロ イと千葉県富津市富津崎突端を結んだ直線上イから3000mの所

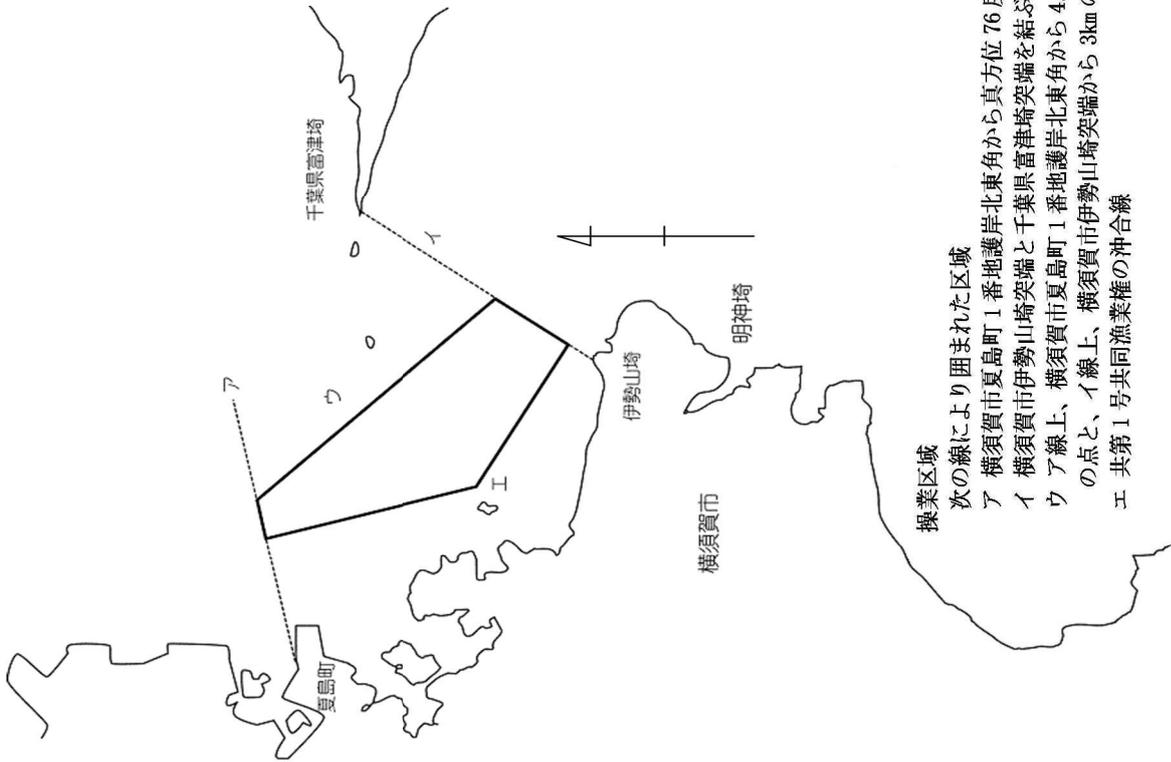
ハ 横須賀市観音崎灯台と富津市磯根崎突端を結んだ直線上観音崎灯台から3300mの所

ニ 横須賀市明神崎突端と千葉県南房総市富山山頂を結んだ直線上明神崎突端から4000mのところ

ホ 明神崎突端とニを結んだ直線と三浦市剣崎灯台と海糺島灯標を結んだ直線の延長線との交点

へ 横須賀市千代ヶ崎突端から真方位139度18.2分の直線と、海糺島灯標とホを結んだ直線との交点

ト 千代ヶ崎突端



操業区域

次の線により囲まれた区域

ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線

イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線

ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5km

の点と、イ線上、横須賀市伊勢山崎突端から3kmの点を結ぶ線

エ 共第1号共同漁業権の沖合線

